

ニッセイETF ラッセル2000

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報（2026年3月末現在）

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 10兆3,860億円

●商品分類等

商品分類				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
その他資産 〔投資信託証券 (株式(中小型株))〕	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし	その他 〔ラッセル 2000指数〕

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ
<https://www.imaj.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイETF ラッセル2000」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月19日に関東財務局長に提出しており、2026年7月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ニッセイ・ラッセル2000インデックスマザーファンド」を通じ、実質的に米国中小型株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資し、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)※の変動率に一致させる投資成果を目標に運用を行います。

※ 以下「ベンチマーク」ということがあります。

ファンドの特色

1 ラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率をラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させる投資成果をめざし、米国中小型株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資します。

ラッセル2000指数とは

ラッセル2000指数は米国株式市場の中小型株のパフォーマンスを測る代表的な指数で、米国株式市場を示すラッセル3000指数の一部で構成されています。
当指数は時価総額加重型で算出され、ラッセル3000指数の構成銘柄のうち時価総額下位2,000銘柄で構成されています。
銘柄の入替は原則として年に1度行われます。

〈有価証券届出書提出日現在で投資対象とするETFについて〉

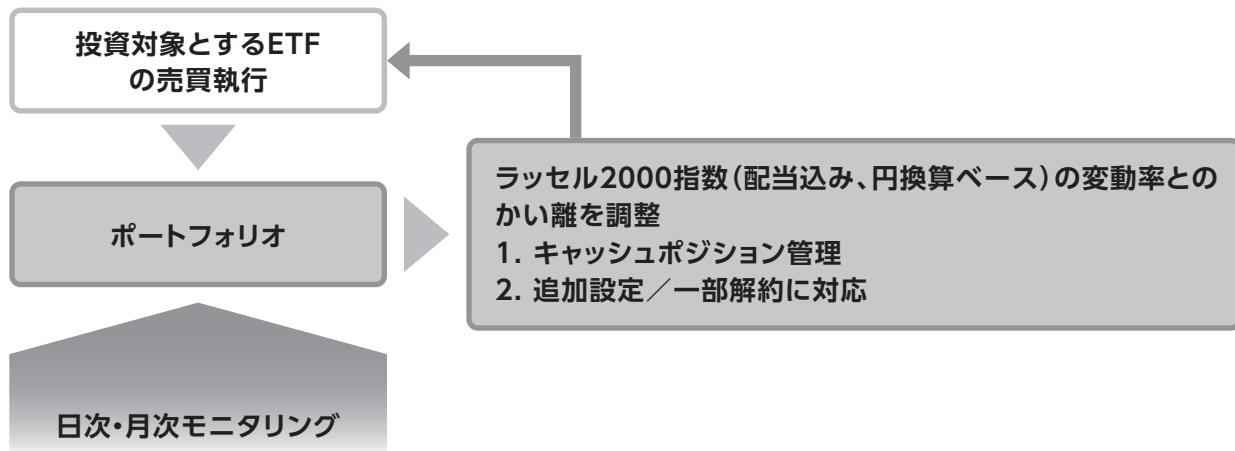
下記のETFの概要は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報をもとに作成しています。

なお、投資対象とするETFは、今後見直す場合があります。

名 称	Xトラッカーズ ラッセル 2000 UCITS ETF 1C
運 用 方 針	ラッセル2000指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。
管 理 報 酬 等	年率0.3%程度
上 場 取 引 所	ロンドン証券取引所
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	DWS インベストメントS.A.

1. ファンドの目的・特色

〈運用プロセス〉



〈基準価額とベンチマークの連動性に関する留意点〉

ファンドにおける資金の流入と実質的な投資対象とするETFの売買のタイミングのずれ、株価指数先物^{*}とラッセル2000指数(配当込み)の動きの不一致、またファンドは売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額とベンチマークの動きが完全に一致するものではありません。

※ファンドはベンチマークとの連動を維持するため、株価指数先物取引を利用することがあります。

2 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

●ラッセル2000指数(Russell 2000[®] Index)の著作権等について

Russell 2000[®] Indexとは、FTSE Russellが公表している米国の株価指数です。

当ファンドは、委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が単独で開発したものです。当ファンドは、London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ会社(以下、総称して「LSEグループ」といいます)とは一切関係がなく、またLSEグループによって支援、保証、販売、または販売促進されているものでもありません。FTSE Russellは、LSEグループの会社の商号です。

Russell 2000[®] Index(以下「指数」といいます)のすべての権利は、指数を所有するLSEグループの関連会社に帰属します。FTSE Russell[®]は、LSEグループの関連会社の商標であり、他のLSEグループ会社がライセンスに基づき使用しています。

指数はFTSE International Limitedまたはその関連会社、代理人、またはパートナーにより、またはその代理で算出されます。LSEグループは、(a) 指数の使用や指数への依存または誤り、(b) 当ファンドへの投資または運用に起因して、いかなる人に対してもいかなる責任も負いません。LSEグループは、当ファンドから得られる結果または委託会社が利用する目的に対する指数の適合性に関し、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。LSEグループは、当ファンドまたは基礎データの使用から生じるいかなる責任も負いません。

FTSE RussellはLSEグループの会社の商号です。「FTSE Russell[®]」はLSEグループの関連会社の商標であり、他のLSEグループ会社がライセンスに基づき使用しています。FTSE Russellの指数またはデータに関するすべての権利は、当該指数またはデータを所有するLSEグループ各社に帰属します。LSEグループおよび指数所有者は、指数またはデータの誤謬または脱漏についていかなる責任も負わず、いかなる当事者も当資料に含まれる指数またはデータに依拠することはできません。

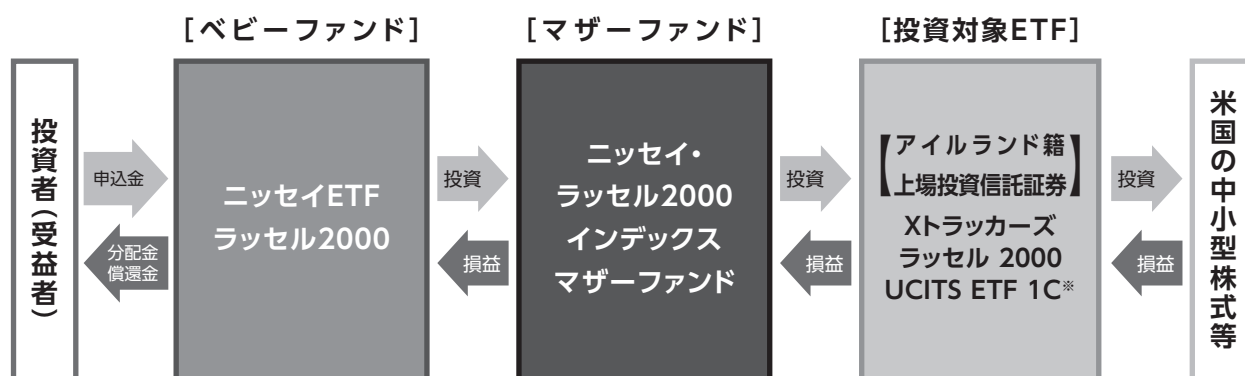
関係するLSEグループの会社の書面による明示的な同意なしに、LSEグループのデータを配布することはできません。LSEグループは当資料の内容を販売促進、支援、保証するものではありません。

(出典) LSEグループ

なお、ラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)とは、ラッセル2000指数(配当込み)をもとに委託会社が独自に円換算したものです。

●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※有価証券届出書提出日現在で投資対象とするETFです。今後、見直す場合があります。

❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等によっても、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

●主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●収益分配方針

分配金額は、配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。

ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益(評価益を含みます)が生じて、分配は行いません。

❗ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。また、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させることを目標に運用しますので、ラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

●主な変動要因

株 式 投 資 リ ス ク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為 替 変 動 リ ス ク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カ ン ト リ ー リ ス ク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。
 - ・当ファンドの投資対象であるマザーファンドにおいて、運用方針にそった適切なETFが市場に存在しなくなり、当ファンドの運用の継続が困難と委託会社が判断した場合
 - ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ・ラッセル2000指数(配当込み)が廃止された場合
 - ・ラッセル2000指数(配当込み)の計算方法の変更等にもなつて、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合
- ファンドは、中小型株を実質的な投資対象とします。一般に中小型株は、流動性や需給動向などにより、投資対象国・地域の株式市場全体の値動きと比較して相対的に値動きが大きくなる傾向があります。
- 有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含む)等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと(債務不履行)が生じる可能性があります。
- ファンドは、金融商品取引所に上場し同取引所で取引されますが、その取引価格は、同取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は必ずしも一致するものではありません。
- ファンドの信託財産の一部は、委託会社の資金により設定されることがあります。その場合、当該信託財産は、委託会社により換金されることがあります。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

<ファンドが実質的な投資対象とするETFの信用リスク管理方法>

有価証券届出書提出日現在、ファンドが実質的な投資対象とするETF(Xトラッカーズ ラッセル 2000 UCITS ETF 1C)の運用会社等は、同ETFにおいて、欧州委員会が制定した指令(以下「UCITS指令」といいます)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理しています。

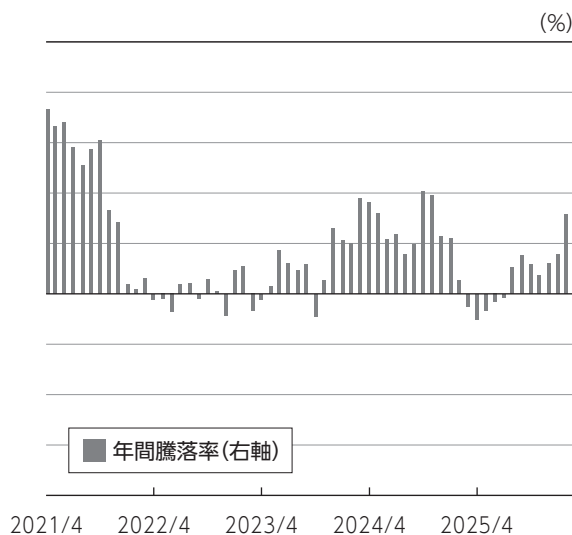
同ETFの運用会社等は、前記信用リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)においても当該運用会社等における信用リスクの管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

なお、UCITS指令に定める信用リスク管理方法においては、明示的な政府保証がないファニーメイおよびフレディマックについて投資比率制限の対象外となるなど、有価証券等ごとに一般社団法人資産運用業協会が定める投資比率制限と異なる制限が適用されている場合があります。

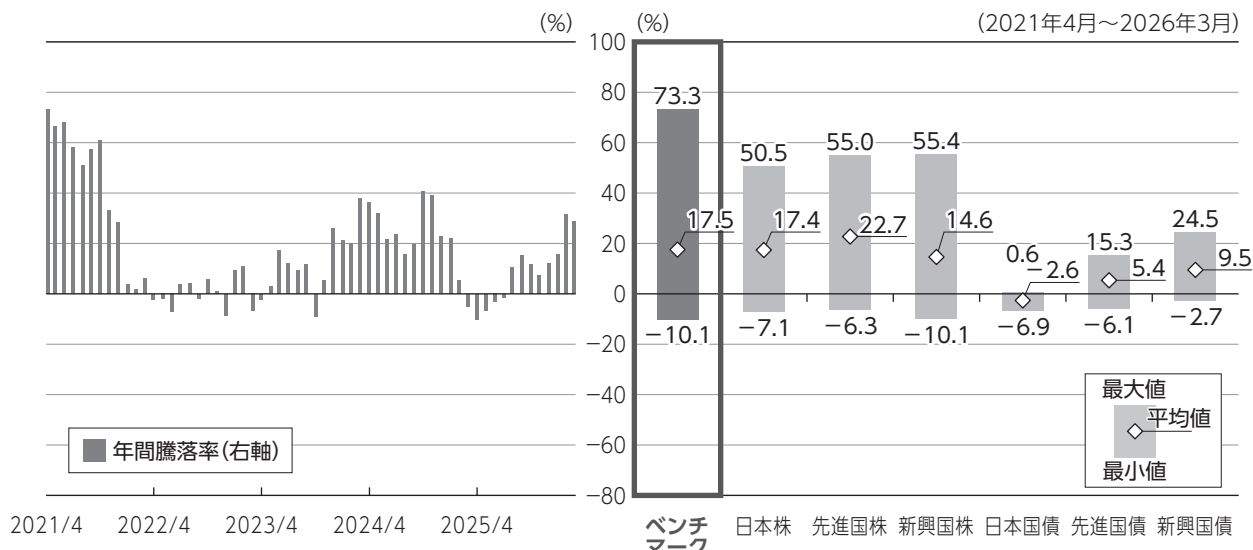
2.投資リスク

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ベンチマークの年間騰落率



②ベンチマークと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンドは2026年7月7日から運用を開始する予定のため記載できるデータはありません。グラフにおいては、参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマーク(ラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース))の騰落率を記載しており、ファンドの運用実績ではありません。なお、グラフは以下に記載の基準で作成しています。

- ・ベンチマークおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のベンチマークの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるベンチマークおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

●基準価額・純資産の推移

ファンドは、2026年7月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

●分配の推移

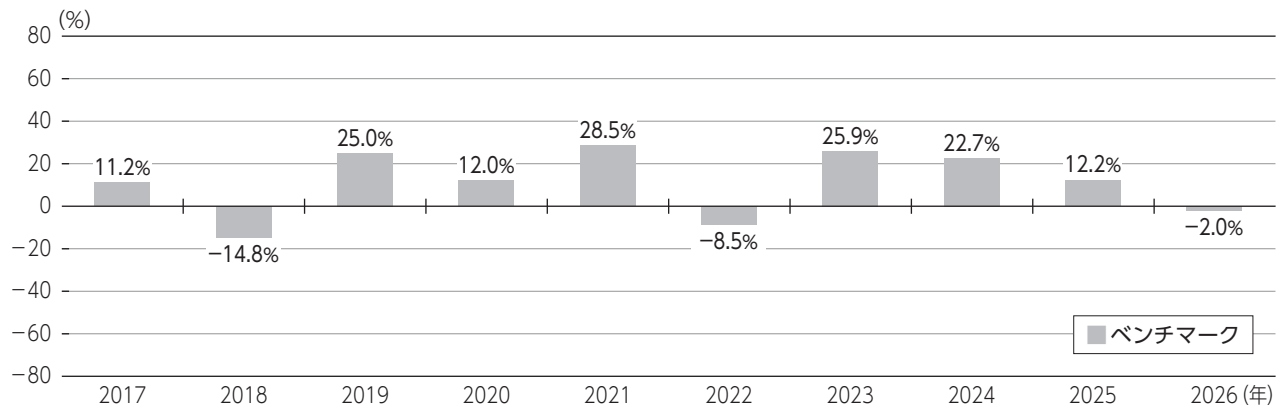
ファンドは、2026年7月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

●主要な資産の状況

ファンドは、2026年7月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

●年間収益率の推移

ファンドは、2026年7月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。
以下は、ファンドのベンチマークであるラッセル2000指数(配当込み、円換算ベース)の年間収益率です。



・2026年は年始から3月末までの収益率です。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	5,000口以上5,000口単位とします(当初元本1口=2,000円)。
	購入価額	①当初申込期間:1口当り2,000円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●基準価額は、100口当りで表示されます(以下同じ)。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	5,000口以上5,000口単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日が次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の申込みの受付けを行いません。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、委託会社の判断により購入・換金の申込みを受付けることがあります。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日 ・決算日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して4営業日以内)
	購入の申込期間	①当初申込期間:2026年7月6日 ②継続申込期間:2026年7月7日から2027年10月27日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けした購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
	受益権の買取り	販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、ファンドの償還日の3営業日前までとします。 ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合 受益権の買取価額は、買取申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 なお、金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、および既に受付けした受益権の買取りを取消すことがあります。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。

お申込みメモ

決 算・ 分 配	決 算 日	7月27日 ● 初回決算日は、2027年7月27日とします。
	収 益 分 配	年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
そ の 他	上 場 市 場	東京証券取引所
	信 託 期 間	無期限(設定日:2026年7月7日)
	繰 上 償 還	・次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。 ① 当ファンドの投資対象であるマザーファンドにおいて、運用方針にそった適切なETFが市場に存在しなくなり、当ファンドの運用の継続が困難と委託会社が判断した場合 ② 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ③ ラッセル2000指数(配当込み)が廃止された場合 ④ ラッセル2000指数(配当込み)の計算方法の変更等にもなって、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合 ・2029年7月8日以降に、受益権の口数が100万口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	5,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運 用 報 告 書	作成しません。
	課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶購入時手数料:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	換金(買取)時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶換金(買取)時手数料:換金または受益権の買取りにかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎日	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率0.132%(税抜0.12%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。		▶運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)	
		信託報酬率(年率・税抜)の配分	支払先	年率	役務の内容
			委託会社	0.10%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
			受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。			
	ファンドが実質的な投資対象とするETF	年率0.3%程度 ●ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、上記の料率は今後変更となる場合があります。また、今後投資対象とするETFを見直す際には、新たなETFの管理報酬率が適用されるため、上記の料率は変更となる場合があります。	▶実質的な投資対象とするETFの運用・管理等にかかる管理報酬率		
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率0.432%(税込)程度 をかけた額となります。 ●上記は目安であり、次の場合には投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。 ・ファンドが実質的な投資対象とするETFへの投資割合が変わる場合 ・上記の投資対象とするETFの管理報酬率が変更となる場合 ・投資対象とするETFを見直し、別のETFに入替える場合 等	▶ファンドが実質的な投資対象とするETFを含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)		

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
随 時	その他の費用・ 手 数 料	以下の費用は、ファンドからご負担いただきます。 ○監査費用として、日々、ファンドの純資産総額に年率0.0022% (税抜0.002%) をかけた額 (ETFは外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用) ○ラッセル2000指数 (配当込み) についての商標 (これに類する商標を含みます) の使用料として、日々、ファンドの純資産総額に年率0.03% をかけた額 (料率: 有価証券届出書提出日現在) ○受益権の上場にかかる次の費用 (金額・料率: 有価証券届出書提出日現在) ・上場審査料: 55万円 (税抜50万円) ・新規上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、0.00825% (税抜0.0075%) ・年間上場料: 毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%) ・追加上場料: 追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して、0.00825% (税抜0.0075%) また、その他の費用・手数料として、以下の費用等もファンドからご負担いただきます。ただし、これらの費用等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含みます) に発生する利息 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払う費用 等 ●上記の費用・手数料等については、ファンドが実質的な投資対象とするETFにおいても発生するものがあります。なお、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		売却時、換金 (解約) 時および償還時	
所得 税 および 地方 税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%	所得 税 および 地方 税	譲渡所得として課税 売却時、換金 (解約) 時および償還時 の差益 (譲渡益) に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.



ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。